

旧			新		
リスク・ウェイト	資産項目	備考	リスク・ウェイト	資産項目	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
10%	(4) 我が国信用保証協会、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会により保証された債権	・信用保証協会とは、信用保証協会法(昭和28年法律第196号)に規定する信用保証協会をいい、農業信用基金協会とは、農業信用保証保険法(昭和36年法律第204号)に規定する農業信用基金協会をいい、漁業信用基金協会とは、中小漁業融資保障法(昭和27年法律第346号)に規定する漁業信用基金協会をいう。	10%	(4) 我が国信用保証協会、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会により保証された債権	・信用保証協会とは、信用保証協会法(昭和28年法律第196号)に規定する信用保証協会をいい、農業信用基金協会とは、農業信用保証保険法(昭和36年法律第204号)に規定する農業信用基金協会をいい、漁業信用基金協会とは、中小漁業融資保障法(昭和27年法律第346号)に規定する漁業信用基金協会をいう。
20%	(1) 国際開発銀行向け債権及びこれらの銀行によって保証あるいはこれらの銀行の債券によって担保された債権	・当該担保の額相当額に限る。	20%	(1) 国際開発銀行向け債権及びこれらの銀行によって保証あるいはこれらの銀行の債券によって担保された債権	・当該担保の額相当額に限る。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
				(5) 株式会社産業再生機構により保証された債権	・株式会社産業再生機構とは、株式会社産業再生機構法(平成15年法律第27号)に規定する株式会社産業再生機構をいう。